

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

(個人情報の保護)

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等			利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
					入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
町田市立総合体育	メインアリーナ	全面	3時間	9,110円	<u>27,330円</u>	<u>41,010円</u>	<u>54,670円</u>
		2 / 3面	3時間	6,070円	<u>18,220円</u>	<u>27,330円</u>	<u>36,450円</u>
		1 / 3面	3時間	3,030円	<u>9,100円</u>	<u>13,660円</u>	<u>18,220円</u>
	サ	全面	3時	4,190円	<u>12,510円</u>	<u>18,800円</u>	<u>25,100円</u>

改正前

(個人情報の保護)

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（会議室及び駐車場を除く。）

(1) 専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名称等			利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
					入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
町田市立総合体育	メインアリーナ	全面	3時間	9,110円	<u>18,220円</u>	<u>27,330円</u>	<u>36,450円</u>
		2 / 3面	3時間	6,070円	<u>12,150円</u>	<u>18,220円</u>	<u>24,300円</u>
		1 / 3面	3時間	3,030円	<u>6,070円</u>	<u>9,110円</u>	<u>12,150円</u>
	サ	全面	3時	4,190円	<u>8,380円</u>	<u>12,510円</u>	<u>16,700円</u>

館	ブ ア リ ー ナ		間	0円	70円	50円	40円
		1 / 2面	3時間	2,090円	6,280円	9,420円	12,570円
	小体育室	3時間	1,880円	5,650円	8,470円	11,310円	
	第1武道場	3時間	2,400円	7,210円	10,830円	14,440円	
	第2武道場	3時間	2,400円	7,210円	10,830円	14,440円	
和洋弓場	3時間	2,400円	7,210円	10,830円	14,440円		
略		略	略	略	略	略	略

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等		利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			
				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立総合	メインアリー	全面	3時間	182,280円	341,770円	410,130円	478,500円
		2 / 3面	3時間	121,520円	227,850円	273,420円	318,990円
		1 / 3面	3時間	60,700円	113,000円	136,000円	159,000円

館	ブ ア リ ー ナ		間	0円	0円	70円	60円
		1 / 2面	3時間	2,090円	4,190円	6,280円	8,380円
	小体育室	3時間	1,880円	3,770円	5,650円	7,540円	
	第1武道場	3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円	
	第2武道場	3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円	
和洋弓場	3時間	2,400円	4,810円	7,220円	9,630円		
略		略	略	略	略	略	略

イ その他の事業等に利用する場合

施設の名称等		利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			
				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立総合	メインアリー	全面	3時間	182,280円	227,850円	273,420円	319,000円
		2 / 3面	3時間	121,520円	151,900円	182,280円	212,660円
		1 / 3面	3時間	60,700円	75,900円	91,100円	106,000円

体育館	ナ	3面	間	60円	<u>920円</u>	<u>710円</u>	<u>490円</u>
	サブアリーナ	全面	3時間	83,800円	<u>157,140円</u>	<u>188,560円</u>	<u>219,990円</u>
		1 / 2面	3時間	41,900円	<u>78,570円</u>	<u>94,270円</u>	<u>109,990円</u>
	小体育室		3時間	37,710円	<u>70,710円</u>	<u>84,850円</u>	<u>99,000円</u>
	第1武道場		3時間	48,190円	<u>90,340円</u>	<u>108,420円</u>	<u>126,490円</u>
	第2武道場		3時間	48,190円	<u>90,340円</u>	<u>108,420円</u>	<u>126,490円</u>
	和洋弓場		3時間	48,190円	<u>90,340円</u>	<u>108,420円</u>	<u>126,490円</u>
略		略	略	略	略	略	略

ウ 会議室の利用料金

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立総合体育館	第1会議室	3時間	520円	<u>1,560円</u>	<u>2,350円</u>	<u>3,130円</u>

体育館	ナ	3面	間	60円	<u>50円</u>	<u>40円</u>	<u>330円</u>
	サブアリーナ	全面	3時間	83,800円	<u>104,760円</u>	<u>125,710円</u>	<u>146,660円</u>
		1 / 2面	3時間	41,900円	<u>52,380円</u>	<u>62,850円</u>	<u>73,330円</u>
	小体育室		3時間	37,710円	<u>47,140円</u>	<u>56,570円</u>	<u>66,000円</u>
	第1武道場		3時間	48,190円	<u>60,230円</u>	<u>72,280円</u>	<u>84,330円</u>
	第2武道場		3時間	48,190円	<u>60,230円</u>	<u>72,280円</u>	<u>84,330円</u>
	和洋弓場		3時間	48,190円	<u>60,230円</u>	<u>72,280円</u>	<u>84,330円</u>
略		略	略	略	略	略	略

ウ 会議室の利用料金

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。	
町田市立総合体育館	第1会議室	3時間	520円	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>

	第2会議室	3時間	520円	<u>1,560円</u>	<u>2,350円</u>	<u>3,130円</u>
略	略	略	略	略	略	略

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
略	略	略	略	略	略	略
町田市立室内プール	プール	1回	<u>460円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>
	略	略	略	略	略	略

備考 略

2・3 略

	第2会議室	3時間	520円	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>
略	略	略	略	略	略	略

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
略	略	略	略	略	略	略
町田市立室内プール	プール	1回	<u>310円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
	略	略	略	略	略	略

備考 略

2・3 略

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定及び別表第4の1の表の改正規定（「会議室及び」を削り、「駐車場」の次に「に係るもの」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4の1（1）の表及び（2）の表町田市立室内プールの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に町田市体育施設条例第18条の規定により発行された回数利用券は、施行日以後においても、なお使用することができる。